

税制改正に 関する要望書 (概要)

2023.7

重要要望事項

I. 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。

II. 消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。

III. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

個別要望事項

所得課税関係

1. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと。

所得・消費課税関係

2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。

消費課税関係

3. 現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること。

消費課税関係

4. 簡易課税制度のみなし仕入率を見直すとともに、確定申告時における選択方式とすること。

相続・贈与課税関係

5. 相続税の財産評価の適正化を図るため、同族会社のオーナー貸付金の評価については、申告期限までに相続人が債権放棄する等一定の要件のもとに評価額を減額すること。

相続・贈与課税関係

6. 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続を簡素化すること。

その他国税関係

7. 印紙税を廃止すること。

要望書の作成にあたって

我々税理士は、企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。

この声を実現するため、東京税理士会（会員数約 24,000 人、以下「東京会」）は、税理士法に定める建議権に基づき、税制改正に関する要望を会員より聴取のうえ作成した意見書を日本税理士会連合会（以下「日税連」）へ提出しております。日税連では各税理士会より提出された意見書に基づき建議書を作成し、財務省や総務省をはじめとする関係省庁に提出しております。

本連盟では、東京会の意見書及び日税連の建議書をもとに、法改正に向けた活動を行ってまいります。

《建議等》税理士法第 49 条の 11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

●東京税理士会●

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 (代) ●ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

●東京税理士政治連盟●

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1 東京税理士協同組合会館 3 階 TEL.03-3356-4479 (代) ●ホームページ <https://t-zeisei.jp/>